

がんプラン

医療保険基本特約

がん保険特約セット団体総合保険

おすすめポイント

- 白血病や上皮内がん(初期段階のがん)も補償します。
- 三大疾病(がん・急性心筋こうそく・脳卒中)により所定の状態となった時には、診断保険金をお支払いします。
- 何度でもがん診断保険金をお支払いします(ただし、2年に1回を限度とします。)
- がんと診断され、外来治療を開始した場合入院を伴わない通院や往診だけの治療も、1回の治療につき90日を限度にお支払いの対象となります。
外来による手術、放射線治療でも、外来治療保険金をお支払いします。
- 入院保険金は初日から無制限でお支払いします。

がんの医療補償にスポットを当てた、安心で画期的な補償!

大好評 先進医療を受けたときは
先進医療等費用保険金

がんと闘う準備金として
診断保険金

がんでの入院時に1日目から
入院保険金

手術の種類に応じて
手術保険金

退院されたときは
退院一時金

がん治療の通院に
外来治療保険金

◆がんプラン補償内容と保険料(1口限度)

保険期間1年、団体割引15%適用、天災危険補償特約セット(先進医療用)、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

保険金	Iコース+40円	Jコース+40円	Iコース	Jコース	
	ISコース	JSコース			
がん診断保険金	100万円	200万円	100万円	200万円	
入院保険金	1日につき1万円	1日につき2万円	1日につき1万円	1日につき2万円	
手術保険金	<重大手術の場合>入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合>入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍				
退院一時金	5万円	10万円	5万円	10万円	
がん外来治療保険金	1日につき5,000円	1日につき10,000円	1日につき5,000円	1日につき10,000円	
三大疾病診断保険金	100万円	100万円	100万円	100万円	
先進医療等費用保険金	300万円	300万円	—	—	
月払保険料	満0~24歳	230円	360円	190円	320円
	満25~29歳	310円	450円	270円	410円
	満30~34歳	540円	830円	500円	790円
	満35~39歳	810円	1,220円	770円	1,180円
	満40~44歳	1,250円	1,890円	1,210円	1,850円
	満45~49歳	2,150円	3,340円	2,110円	3,300円
	満50~54歳	3,340円	5,300円	3,300円	5,260円
	満55~59歳	4,870円	7,680円	4,830円	7,640円
	満60~64歳	6,950円	10,950円	6,910円	10,910円
	満65~69歳	9,890円	15,760円	9,850円	15,720円
満70~74歳	13,090円	20,440円	13,050円	20,400円	
満75~79歳	16,020円	24,590円	15,980円	24,550円	

注1:保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。注2:年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は、中途加入日時点)の満年齢とします。
 注3:ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
 注4:満70歳以上は継続の方のみです。注5:本保険は介護医療保険料控除の対象になります。(2024年5月現在)

※がんプランにつきましては、ご加入初年度の保険期間の開始日を含めて91日目(責任開始日)以降に該当した支払事由がお支払いの対象となります。(ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する前に診断確定されたがんについては保険金をお支払いできません。)

○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

先進医療とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kikan.html)

注1:すでに他のコースにご加入の方は、再度告知書のご提出が必要となります。

注2:医療プラン・がんプランで両方先進医療付帯のコース[S]に加入された場合でも、両方からは支払われませんのでご注意ください。

一方の限度額を超過した場合には、もう一方を上乗せとして補償することは可能です。